Ａ重油

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

入　札　説　明　書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

（令和８年１１月）

京都市上下水道局総務部契約会計課

一般競争入札の実施（令和８年１１月６日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

１　競争入札に付する事項

⑴　購入物品及び予定数量

Ａ重油　　予定数量　１２１．４キロリットル

⑵　購入物品の特質等

仕様書のとおり

⑶　納入期間

令和９年１月１日から同年３月３１日まで

⑷　納入場所等

京都市上下水道局水道部蹴上浄水場	予定数量	５キロリットル
同部松ケ崎浄水場	予定数量	７キロリットル
同部新山科浄水場	予定数量	６キロリットル
同部施設管理事務所	予定数量	１９キロリットル
京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター		
	予定数量	６３キロリットル
同部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所	予定数量	７キロリットル
同部伏見水環境保全センター	予定数量	２キロリットル
同部石田水環境保全センター	予定数量	２．４キロリットル
同部ポンプ場　９か所	予定数量	１０キロリットル

⑸　その他

上記⑷とは別に、必要に応じて、Ａ重油の納入を依頼することがある。

２　入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者で、競争入札の参加資格の確認においてその資格があると認められた者とする。

⑴　一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第６条に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、令和７年９月２日付け京都市上下水道局告示第２４号に定める資格の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格（以下「特定競争入札参加資格」という。）を有すると認められた者のいずれかであること。

申請日において特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録業者以外の者が、特定競争入札参加資格の審査の申請を参加資格の確認を通知する日の前日までに行っていた場合において、参加資格の確認を通知する日に審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

⑵　申請日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

⑶　この納入業務の履行に関し、本市が指定する日時に指定する数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること。

⑷　関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ｱ)　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役、会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

ｂ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　その他業務を執行する者であって、ａからｃまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

３　一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

⑴　交付場所及び問合せ先

〒６０１－８１１６　京都市南区上鳥羽鉾立町１１番地３

京都市上下水道局総合庁舎２階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話　０７５－６７２－７７２６　ＦＡＸ　０７５－６８２－０２８６）

ホームページアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html

⑵　交付期間

この公告の日から令和８年１１月２４日（火）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）とする。

⑶　交付方法

⑴の場所にて無償で交付するほか、⑴のホームページにも掲載する。

4　入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

⑴　入札方式

入札は次のア、イ又はウのいずれかの方法による。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない（ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信し、又は入札書を送付する場合はこの限りではない。）。

ア　電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

イ　入札端末機利用者カード（規程第８条第４項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第８条第２項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。）

ウ　書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。）。

⑵　参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ　安定供給証明書（別添のとおり）

指定する日時に、要求する数量を迅速に納入することができる体制にあることを誓約する書類（参考になる書類等があれば添付すること。）

ウ　返信用の封筒（郵便利用者のみ）

長形３号（120×235 ミリメートル）より大きい規格の封筒に、表面にあて先として申請者の住所、商号、氏名（法人にあっては、所在地、法人名、代表者名）等を記載

し、書留に要する郵便切手分の切手を貼付したもの（返信用封筒には、Ａ４サイズの用紙を５枚程度封入する予定。）。

⑶　申請書類の提出方法

⑴の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア　インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。申請書類が添付容量を超える場合は、超過した書類を契約会計課に持参もしくは郵送すること。

イ　端末機利用者及び郵便利用者は、３⑴の場所へ持参、又は書留郵便を到着させること。

ウ　提出期限

この公告の日から令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

⑷　参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和８年１１月３０日（月）までに、インターネット利用者には確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。また、端末機利用者及び郵便利用者には一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

⑸　参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア　参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は令和８年１２月２日（水）までに、上記３⑴の場所に提出することとする。

イ　管理者はアによる説明を求められたときは、令和８年１２月４日（金）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

⑹　参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、⑷による通知を取消し、改めてその旨を通知する。

ア　競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第３条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ　競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ　その他管理者が特にこの入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

⑺　入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り、辞退することができる。

なお、インターネット利用者及び端末機利用者は入札期間に「辞退」と必ず入力し、

送信すること。郵便利用者は「辞退届」を令和８年１２月１０日（木）午後５時までに３⑴の場所に必着させること。上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として入札参加資格停止等の措置を行う。

⑻　入札説明書に対する質問及び回答期限

ア　入札説明書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を令和８年１１月２４日（火）までに、３⑴の場所へ提出しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までを除く。)。

イ　管理者は、アによる質問を受けたときは、令和８年１１月３０日（月）までに、質問に対する回答書を、ホームページにおいて閲覧できるようにする。

なお、受付期間の経過後は、入札説明書に対する質問は受け付けない。

5　予定価格

入札の前に予定価格の公表は行わない。

6　入札期間及び開札日時

⑴　入札期間

令和８年１２月８日（火）、９日（水）及び１０日（木）の午前９時から午後５時まで（ただし、端末機利用者については、正午から午後１時までを除く。）

なお、郵送により入札書を提出する場合は書留郵便とし、令和８年１２月１０日（木）午後５時までに、３⑴の場所に必着させること。

⑵　開札日時

令和８年１２月１１日（金）午前９時から

なお、落札者に対しては落札結果を、インターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末機利用者及び郵便利用者には電話により通知する。

⑶　入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定した日の翌開庁日から上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて３⑴の場所で閲覧に供する。

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から契約会計課のホームページにおいて公表し、併せて３⑴の場所で閲覧に供する。

⑷　落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から２日（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例第１条第１項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。）により行う。

7　入札方法

⑴　契約の締結は単価契約により行うので、１キロリットル当たりの単価を設定すること。

⑵　入札金額は、単価（消費税及び地方消費税抜き）に、1⑴に掲げた予定数量を乗じた金額（以下「総額」という。）とする。

なお、契約金額は、当該単価の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

⑶　入札に当たっては、単価を記載した単価内訳書（様式交付）を作成し、封入、封かんのうえ、封筒表面には入札件名及び開札日を記載し、3⑴の場所に設置する「入札資料提出ポスト」に入札期間内に投函すること。ただしインターネット利用者については、電子入札システムによる入札の際に電子データで添付することも可とする。

単価内訳書の提出がない場合は失格とする。

⑷　落札決定は、総額の比較によって行う。

なお、落札価格は、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力すること。

消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

⑸　入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

⑹　郵便利用者は、内封筒に入札書を封入、封印し、表面に開札日及び入札件名、裏面に入札者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）を記載し、これを外封筒に封入し、開札日及び入札件名、「入札書在中」であることを記載すること（同一封筒に２通以上の入札書を入れた場合は無効となる。）。

8　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。当該入札者が複数の場合は、抽選によって落札者を決定する。

9　再度入札に関する事項

⑴　開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、⑷により、再度入札に参加できる者がないときは、再度入札を行わない。

⑵　再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（⑷のいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（端末機利用者及び郵便利用者については、電話連絡のうえ、ＦＡＸ又は電子メールにより通知する。）。

ア　再度入札を行う旨

イ　再度入札の入札期間

ウ　再度入札の開札予定日時

エ　当初入札における、予定価格を上回る入札金額のうち、予定価格に最も近い入札金額

⑶　再度入札は１回限りとする。

⑷　次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

ア　当初入札に参加しなかった者

イ　当初入札において無効の入札を行った者

⑸　⑵の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本市は一切の責めを負わない。

⑹　再度入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、端末機利用者及び郵便利用者については、再度入札書（別途様式を指定する。）により紙入札を行うものとする。

⑺　再度入札により落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から契約会計課のホームページにおいて公表し、併せて３⑴の場所で閲覧に供する。

10　入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、入札が無効となる。

⑴　規程第１２条各号（第３号を除く。）に該当するとき。

⑵　虚偽の申請により参加資格があると認めた者が入札を行ったとき。

⑶　同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。

⑷　同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

11　禁止事項

⑴　本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。

⑵　非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。

⑶　⑴及び⑵の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による当局の承諾を得た場合は適用しない。

12　その他

⑴　この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

⑵　この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

⑶　入札保証金及び契約保証金　免除

⑷　契約書の作成

契約書は２通作成し、契約会計課及び落札者がそれぞれ各１通を保有するものとする。

⑸　本件入札に係る公告、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、契約会計課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の３開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス
https:/www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html

⑹　落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の１００分の５に相当する額を違約金として徴収する。

⑺　落札の決定後において、業務の履行に必要な体制が確保できないと認められるときは、契約の締結を行わない、又は契約を解除することがある。

⑻　登録業者以外の者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第７条に規定する誓約書を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

⑼　この手続に関して提出された資料は返却しない。

⑽　本公告及び仕様書に定めのない事項については、規程その他本市が定める条例、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

⑾　本公告に関する問合せ先は、３⑴に掲げる場所とする。